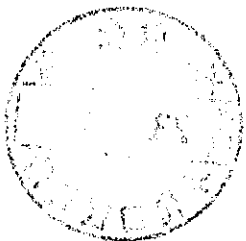


千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する報告書

平成23年10月17日

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会





はじめに

行政委員会制度は、戦後、政治的中立性や権力の集中を排除し、行政運営の公正性・公平性を期するとともに、住民の直接参加による機関により行政の民主性を確保する目的から導入された。行政委員会は、いずれも首長から独立した普通地方公共団体の執行機関であり、現在、千代田区には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の3つの行政委員会が設置されている。

行政委員会委員（以下「行政委員」という。）の報酬支給に関しては、平成21年1月22日の大津地裁で、月額による報酬支給は地方自治法の規定に反し違法である旨の判決があった。この判決を機に、各自治体において行政委員の報酬について改めて議論がなされているところである。千代田区においても「千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、千代田区長から「行政委員会委員の報酬のあり方について」検討を依頼された。

限られた日程の中、これまで8回にわたり精力的に会議を開き、活発かつ慎重に議論を重ねてきた。その結果を当検討委員会としてまとめたので区長に報告する。

I 背景

自治体が行政委員の報酬を見直しするにあたり、以下のような背景がある。

1. 裁判事例

平成21年1月22日に大津地方裁判所において、滋賀県の労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の各委員に、勤務日数によらないで月額報酬を支給することは、地方自治法第203条の2第2項の趣旨に違反し違法であるとし、公金支出の差し止めを認めた。その後、平成22年4月27日に、大阪高等裁判所の控訴審判決で、月額報酬制の規定にかかる議会の判断が裁量の範囲を逸脱し違法か否かは、社会情勢の大きな変化を前提としつつ、当該職務の内容・性質や勤務態様、地方の実情等に照らし、地方自治法の日額報酬の原則によらず月額報酬をとるのを相当とする特別な事情を検討し、本件条例の規定が地方自治法の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているかどうか、そのような状態が相当期間内に是正されていないといえるかどうかによって決すべきとした。結果として、選挙管理委員長は、著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに

言い難く、議会の裁量の範囲内とした。また、その他の委員は、裁量の範囲内を逸脱し違法とした。

2. 特別区の例

東京23区に目を向けると、平成21年10月に新宿区町会連合会が各町会長に「選挙管理委員会の委員の報酬に関するアンケート」を実施し、「報酬は高い」どの回答が9割近くとなった。平成22年2月には同連合会から「新宿区選挙管理委員会の委員の報酬に関する陳情」が新宿区議会議長宛に提出され、区議会本会議で採択された。その結果、特別職報酬等審議会で報酬の見直しについて検討され「区が示した選挙管理委員の報酬を、月額報酬とする案については、適当であると考え」という意見を区に提出した。新宿区は、平成22年9月の第3回区議会定例会で、選挙管理委員の報酬を月額制とする議案を議会に提案し可決された。

3. 全国知事会の対応

平成22年11月の行政改革プロジェクトチーム報告書「都道府県の行財政改革」の中で、行政委員会の報酬見直しについて、現段階では見直しを実施した都道府県はまだ少数で、地方自治法の規定についての捉え方も各県により様々であること、また、司法判断を踏まえて見直す予定としている団体があること等から、全国一律の基準をもって見直すことは困難である。今後、既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況を踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととした。

II 結 論

1. 報酬のあり方について

- | | | |
|----------|------|----------------------|
| ○教育委員会 | 委員 長 | 月額と日額の併用による支給とすべきである |
| | 委 員 | 月額と日額の併用による支給とすべきである |
| ○選挙管理委員会 | 委員 長 | 月額支給とすべきである |
| | 委 員 | 月額支給とすべきである |
| ○監査委員 | 識見委員 | 月額と日額の併用による支給とすべきである |
| | 議員選出 | 月額と日額の併用による支給とすべきである |

2. 報酬の額について

○教育委員会	委員長	月額	104,000円
		日額	30,000円
	委員	月額	84,000円
		日額	25,000円
○選挙管理委員会	委員長	日額	30,000円
		委員	日額
	補充員	日額	13,000円(現行どおり)
	○監査委員	識見委員	月額
日額			30,000円
議員選出		月額	104,000円
		日額	15,000円

3. 改定の理由

(1) 千代田区の現状

行政委員に対しては、地方自治法第203条の2で報酬を支給しなければならない旨規定されており、その支給については「勤務日数に応じて支給する」ことを原則としつつ、同条第2項ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りではない」と定めている。

千代田区においては、行政委員の報酬は、「千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」で規定されており、条例制定当初から月額で支給してきた。また、報酬額の改定についても、区長等特別職の給料・報酬の改定時に区長の給料の改定率を乗じた金額で改定を行ってきた経過がある。

(2) 基本的な考え方

①従来からの考え方に固執し月額報酬を継続するのではなく、今回の区長からの依頼を受け、改めて報酬のあり方について十分に議論を重ね、区民が

納得できるような理由付けを行うことが必要である。

- ②行政委員の報酬については、それぞれの行政委員の職務の性質を整理し、委員の置かれている専門性や性格の違いを報酬額及び支給方法に反映させる。
- ③都心区千代田としての行政委員会の役割と特性を考慮したものとする。
- ④当検討委員会は、行政委員の報酬引下げによる経費削減を目的とするものではないことを共通の認識として検討を進めてきたところであるが、報酬額の改定にあたっては、現下の社会経済状況に鑑み、合理的な報酬額の算定に配慮することとする。
- ⑤行政委員の報酬の月額・日額の支給方法を考えるに当たっては、委員が公務として従事する時間のほかに、日常の一定時間、委員としての職責に資する活動を行うことが想定されているかが、重要なポイントとなる。このような自発的な活動は、委員としての活動を充実させるために必要な要素ではあるが、日額ではカウントしにくい面がある。
- ⑥月額・日額併用の支給方法については、上記⑤の要素は月額を反映し、出席謝金については日額で支給すると考えることが妥当である。

(3) 各行政委員の現状及び報酬の方向性

①教育委員会委員

千代田区は、平成19年4月に教育委員会部局と区長部局の次世代育成部門を統合し、0歳から18歳まで一貫した次世代育成施策への取り組みを実現した。これは、区立保育園、区立児童館、児童・家庭支援センターを教育委員会の所管とした23区初の試みである。したがって、教育委員会の所掌事務の拡大に伴い委員の活動範囲も広がり、事前に膨大な資料の読込みに時間を費やすとともに、委員独自に現場確認等を行っている実情が明らかになった。

教育委員会は、教育という行政分野について特に設けられた行政委員会であり、教育委員会委員は、主に公正・中立の立場から、区の教育行政を推進することが求められている。また業務の性格上、一定の専門性も求められ、日常的に研鑽を積むことが求められるなど、日額ではカウントできない要素

があるため、一定の月額報酬と日額報酬の併用制が望ましいと判断する。

<参考>平成21年度活動実績

定例会・臨時会25回（移動教育委員会3回）、視察等延べ55回（学校行事、社会教育事業等の視察等）、懇談会3回（児童・保護者・教職員）

②選挙管理委員

選挙管理委員会は、選挙を公正に行うために特に設けられた行政委員会であり、選挙管理委員は、職務の性質上、専門性というより、主に公正・中立性の観点から、選挙の公正・正確・迅速な実施を技術的に担保する役割が求められている。このように選挙の実施自体を主な任務とすることから、日常的な活動よりも主に選挙が行われる時期に集中して活動が行われることを考慮するならば、日額制が望ましいと判断する。

<参考>平成21年度活動実績

定例会12回（月1回）、臨時会24回、会議以外の行事等5回、選挙関係業務16回（7月12日：東京都議会議員選挙 8月30日：衆議院議員選挙等）

③監査委員

千代田区では、常勤監査を設置しておらず、外部監査制度も導入していないことから（23区では千代田と渋谷の2区のみ設置せず）、個々の監査委員の果たす役割は大きい。監査委員のみが独任制である点や他の2つの委員よりも専門性に重きが置かれている点を重視する必要がある。また、ヒアリングの結果、監査対象となる課の重要事項の把握等事前準備、監査後の意見の作成等、監査にかかる拘束時間以外の作業時間が膨大であることが明らかになった。さらに、監査委員の職責上、日々新しい法令や通達を習得していかなければならないことを考慮するならば、このような専門性を支える日常的な活動を日額で全てカウントすることは難しいため、引き続き月額とするとともに、実働にあわせて日額的要素を組み入れ、月額・日額併用制が望ましいと判断する。

監査委員については、1回あたりの執務時間とその内容および監査委員に求められている専門性から、民間における監査業務の報酬を参考として月額報酬額を考慮すると同時に、それに加えての日額報酬を加算すべきである。

議員選出の監査委員は、通常の議員活動を通じて区の財政状況、事業の経営管理その他行政運営について優れた経験と識見を有しており、その経験と識見をもって監査業務に携わることに意義があると考えられるため、議員選出監査委員用の月額報酬に、日額報酬を加算すべきである。

<参考>平成21年度活動実績

定期監査を通年で実施（庁内41課、庁外45課）、財政援助団体等監査（財政援助団体4団体、指定管理者13団体、いずれも3年毎）、決算審査、財政健全化判断基準等審査、工事監査、例月出納検査、住民監査請求に基づく監査

（4）報酬の水準について

①日額の報酬水準

日額の水準を検討するにあたり、現在、日額で支給されている審議会等委員の報酬額を参考にした。

ただし、行政委員会は、通常の審議会委員と異なり、区長から独立した執行機関として特に設けられた機関であることに留意すべきである。

②各委員会委員の報酬水準

各委員会委員の報酬の水準を検討するにあたり、以下の点に着目した。

○教育委員会委員：委員会活動以外に専門性を高めるための日常的活動が求められるため、月額の支給を行うことが適当であるが、監査委員の活動実績と比較勘案し、監査委員の月額の2分の1程度とすべきである。

○監査委員：その専門性において、本来は民間監査にかかわる公認会計士と同程度の報酬が適当であることから、公認会計士の一日の標準報酬額を参考とし、相応の日額を加えるべきである。

○選挙管理委員：主に選挙にかかわる時期に集中する活動内容から、月額で換

算するような役所での執務以外の日常的活動の要素は見出しにくく、また、選挙の時期には従事日数が増加するため、むしろ日額のみで支給するのが適当である。

Ⅲ 今後の見直しについて

- 1 他の制度を参考にしつつ、3年ごとに見直しをすべきである。
- 2 区長等特別職の給料・報酬との整合性を保つ必要がある。
- 3 改定にあたっては、各行政委員の任期に留意し、施行時期を考慮すべきである。

これまでの検討経過

第1回	平成23年 1月18日 (火)	委嘱状交付、報酬あり方検討
第2回	平成23年 5月 9日 (月)	各行政委員会事務局とのヒアリング
第3回	平成23年 5月23日 (月)	報酬あり方検討
第4回	平成23年 6月27日 (月)	報酬あり方検討
第5回	平成23年 7月22日 (金)	報酬あり方検討、報告素案の検討
第6回	平成23年 8月 3日 (水)	報告案の検討
第7回	平成23年 9月 7日 (水)	検討結果の最終確認
第8回	平成23年10月17日 (月)	区長へ検討結果の報告

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会 委員名簿

	所属・役職等	氏名(敬称略)
1	(会 長) 法政大学大学院教授	武藤 博己
2	上智大学法科大学院長	小幡 純子
3	東京商工会議所女性会会長 (株式会社 吉香 代表取締役社長)	吉川 稲美
4	日本大学教授	外山 公美
5	弁護士	松江 仁美

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会設置要綱

平成 22 年 12 月 15 日

22 千政総職発第 571 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 行政委員会委員（教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員をいう。以下同じ。）の報酬のあり方を検討するため、委員会を設置する。

(構成)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱する委員 5 名で構成する。

2 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、検討が終了したときまでとする。

(招集)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、政策経営部総務職員課に置く。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

平成23年1月1日現在(月額:円)

各区行政委員会委員報酬額一覽

区名	教育委員会				選挙管理委員会				監査委員		
	委員長	職務代理	委員	委員長	職務代理	委員	委員	職	見	議員選出	
				日額		日額					代表監査の場合
1 千代田	312,000	-	250,000	312,000	-	-	250,000	312,000	-	156,000	
2 中央	307,000	258,000	246,000	307,000	246,000	246,000	246,000	307,000	-	166,000	
3 港	310,000	-	246,000	310,000	-	-	246,000	310,000	-	125,000	
4 新宿	308,000	262,000	246,000	35,000	-	-	30,000	308,000	328,000	188,000	
5 文京	289,300	250,500	230,900	289,300	250,500	250,500	230,900	289,300	-	144,600	
6 台東	288,300	-	229,800	288,300	-	-	229,800	288,300	-	183,000	
7 墨田	293,000	-	233,000	293,000	-	-	233,000	293,000	-	148,000	
8 江東	290,000	-	232,000	290,000	-	-	232,000	290,000	-	145,000	
9 品川	287,000	253,000	236,000	287,000	253,000	253,000	236,000	312,000	347,000	184,000	
10 目黒	282,000	-	226,000	282,000	-	-	226,000	311,000	331,000	195,000	
11 大田	296,000	-	246,000	296,000	-	-	246,000	357,000	-	171,000	
12 世田谷	287,000	249,000	238,000	287,000	249,000	249,000	238,000	295,000	329,000	167,000	
13 渋谷	297,000	277,000	267,000	297,000	277,000	277,000	267,000	297,000	317,000	155,000	
14 中野	322,000	-	293,000	281,000	-	-	254,000	281,000	-	136,000	
15 杉並	303,000	272,000	242,000	303,000	272,000	272,000	242,000	303,000	323,000	151,000	
16 豊島	282,000	-	234,000	282,000	-	-	234,000	310,000	-	155,000	
17 北	309,000	-	275,000	309,000	-	-	275,000	309,000	-	155,000	
18 荒川	286,000	252,000	240,000	286,000	252,000	252,000	240,000	286,000	-	148,000	
19 板橋	312,000	263,000	249,000	312,000	263,000	263,000	249,000	312,000	-	149,000	
20 練馬	308,000	-	246,000	308,000	-	-	246,000	308,000	-	154,000	
21 足立	291,000	-	233,000	291,000	-	-	233,000	307,000	-	138,000	
22 葛飾	279,000	-	223,000	279,000	-	-	223,000	279,000	-	134,000	
23 江戸川	311,000	-	252,000	284,000	-	-	219,000	311,000	344,000	123,000	
平均	297,809	250,230	244,074	294,255	246,786	246,786	240,714	303,287	311,200	155,243	

* 平均金額は、選挙管理委員会については新宿区を除いた22区の平均

* 常勤監査は除く

